

OSSライセンスとは

～著作権を権原とした解釈

2018年2月23日(金)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博

オープンソースの「今」を伝える

オープンソースカンファレンス
2018 Tokyo/Spring

OSSライセンス
姉崎相談所

The OSS license Office
of ANEZAKI

ツイート



河津桜と
ウグイス
色のメジ
□



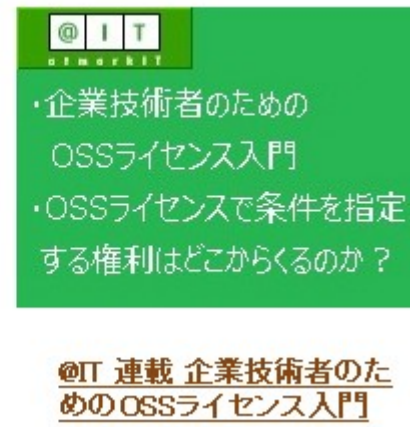
論説

ツイッターで断片的に述べたことを小論



ユーレイミカの
OSSライセンスお勉強の旅

ユーレイになったミカが、OSSライセンス



公益社団法人著作権情報センター(CRIC) 第9回著作権・著作隣接権論文募集 で佳作入選した

「OSSライセンスとは－著作権法を権原とした解釈」論文を公開

するために、2016年8月に立ち上げた姉崎個人のサイト。

∴@ITの連載と同じく、個人で執筆したものだから。

ところで、「著作権を権原とした解釈」の

「権原」とは

ある行為を正当なものにする法律上の原因

私の問題意識は

独学のオキテより

OSSライセンスで条件を指定する権利は
どこからくるのか？

というもの

OSSライセンスの条文は、

契約の債権を権原として書かれたものなのか

著作権を権原として書かれたものなのか ということ

なぜ、「権原」について考えたのか

「著作権によって、利用の許諾の条件が

示されたものである」 と解釈する方が妥当と思うから

GPLを見て、契約書と解釈した上で、著作権法違反に誘導

「準拠法・管轄裁判所が記載されていない」とかは、

クルマを見て、船と解釈した上で、船舶法違反に誘導

「スクリュー・舵が無い」とか言っているような愚かさ。

そもそも、「ライセンス」とは何か？

ラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す
“licentia”という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英国の判決で、なんら
財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、
**ライセンスが行わなければ違法になる行為を
合法にすること**であるとの定義が現れる。

金子宏直. (2007). Section 1 ライセンス概論. 著: 梶山敬士・高林龍・小川憲久・平嶋竜太(編),
ビジネス法務大系 I ライセンス契約 (ページ: 1-28). 日本評論社.

GPLのGNUも、そう考えている モグレン先生の回答より

ライセンスは、一方的な許諾であり、
(契約などの)債務などではない

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

Transcript of Eben Moglen at
the 3rd international GPLv3
conference; 22nd June 2006



<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html> での回答。

モグレン先生の補足説明

ローマ法大全だから、“licentia”というラテン語

世界中のたくさんの法学者は

白髪と古い知性の人々。

わからんだろうが、
と揶揄している

それは、それほど古い知性ではない。

彼らの法制度における古い法律辞書を見て、

「ライセンス」の意味を調べるであろうが、

もし、(古代)ローマ人だったならば、

ライセンスの意味を探するために、

ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の

法学提要进行を調べたであろう。

ライセンス自身がライセンサー/ライセンシー間の「契約」であるわけではない

戦後、特許のライセンス契約などが扱われるようになったが、「ユスティニアヌス帝の時代から第二次世界大戦まで一千年間ずっと、(一方的な許諾)という意味であった。」(モグレン先生)

「ライセンス」の許諾内容について

合意契約すれば、「ライセンス契約」になる。

「ライセンス」と「ライセンス契約」

を混同してはいけない。

少なくとも、
GPLなどにおいては

実際に、OSSライセンスの条文を見てみよう

PostgreSQL License

FreeBSD Copyright

GNU GPLv2 - Linux kernelなど

一方的な許諾：PostgreSQL License 参考日本語訳

http://wiki.postgresql.org/wiki/FAQ/ja#PostgreSQL_.E3.81.AE.E3.83.A9.E3.82.A4.E3.82.BB.E3.83.B3.E3.82.B9.E3.81.AF.E3.81.A9.E3.81.86.E3.81.AA.E3.81.A3.E3.81.A6.E3.81.84.E3.81.BE.E3.81.99.E3.81.8B.EF.BC.9F

※”distribute”の訳だけは「配布」から「頒布」に変更

本ソフトウェアおよびその文書一式は
上記の著作権表示と、
この文章および
これに続く二つの段落が

全ての複製に添付されている限りにおいて、

使用、複製、修正および頒布の許可を、
いかなる目的であっても、
無償でかつ同意書無しに
行なえることをここに認めます。

「何するときには
何しなさい」という
ルールには読めない。

許諾する条件

契約行為を
望んでいない

許諾する行為

一方的な許諾：FreeBSD Copyright 参考日本語訳

<https://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license.html> ※“distribute”の訳だけは「配布」から「頒布」に変更

ソースコード形式であれバイナリ形式であれ、
変更の有無に関わらず、
以下の条件を満たす限りにおいて、
再頒布および使用を許可します：

許諾する行為

1. ソースコード形式で再頒布する場合、
上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定
を必ず含めてください。

ソース形式で
許諾する条件

2. バイナリ形式で再頒布する場合、
上記著作権表示、本条件書および下記責任限定規定
を、頒布物とともに提供される文書 および/または
他の資料に必ず含めてください。

バイナリ形式で
許諾する条件

一方的な許諾：GNU GPLv2 参考日本語訳 第1条ソースの複製

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

※"license"の訳は「契約書」から「ライセンス」に、"distribute"の訳は「配布」から「頒布」に変更。

1. それぞれの複製物において適切な**著作権表示**と**保証の否認声明**を目立つよう適切に掲載し、またこのライセンスおよび一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そして**このライセンス**の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する限り、

ソース形式で
許諾する条件

あなたは『プログラム』のソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。

許諾する行為

媒体は問わない。あなたは、物理的に複製物を譲渡するという行為に関して手数料を課しても良いし、希望によっては手数料を取って交換における保護の保証を提供しても良い。

一方的な許諾：GNU GPLv2 参考日本語訳 第2条二次的著作物の頒布

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

※"license"の訳は「契約書」から「ライセンス」に、"distribute"の訳は「配布」から「頒布」に変更。

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、そのような改変点や著作物を

上記第1条の定める条件の下で

複製または頒布することができる。

ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない：

a) 【省略】

b) 『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その**全体をこのライセンスの条件に従って**第三者へ無償で利用許諾しなければならない。

c) 【以下省略】

許諾する行為
ソース形式で
許諾する条件1

ソース形式で
許諾する条件2

「全体をこのライセンスの条件に従って」の意味

ここで、こんな想定をしてみてください。

Bさんら調査団は知床の視察に行こうとしています。

その際、ある専門のAさんに東京からの**同行**を
どうしても頼みたい。

ところが、Aさんは

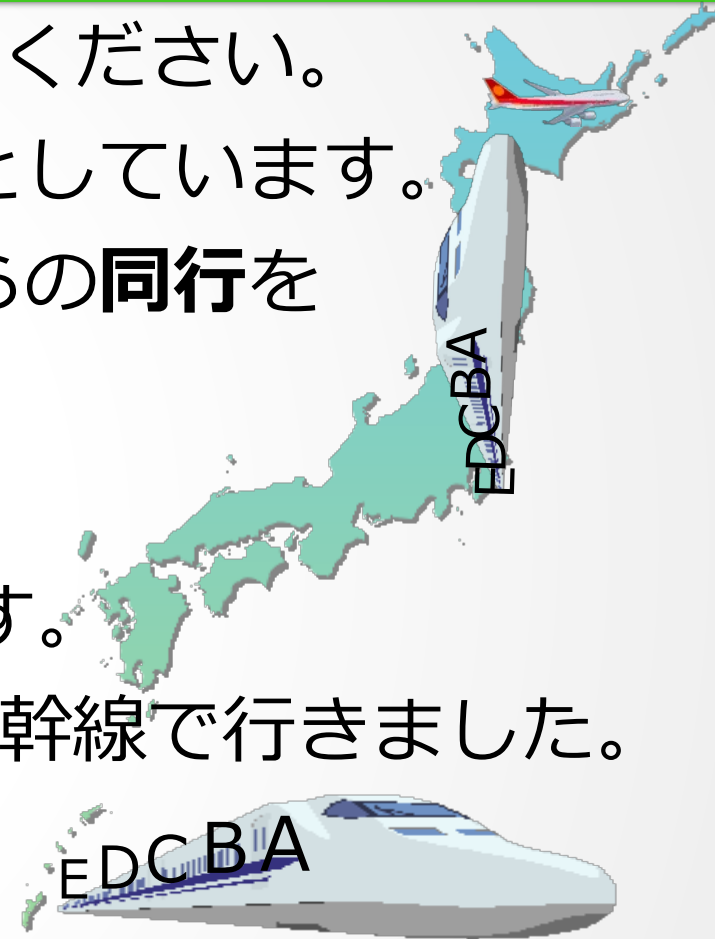
飛行機恐怖症で、**陸路で同行が条件**です。

調査団**全体はこの条件**を受け入れて、新幹線で行きました。

さて、

Bさんら調査団メンバは、飛行機恐怖症に**感染**・・

するわけないですよ。



FUD 違和感ないですか？

コミュニティの人にさえ使わせて、
聞いただけの人に恐怖を抱かせる

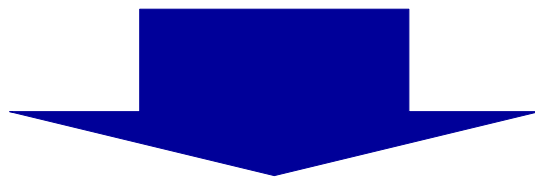
(Fear, Uncertainty and Doubt 「恐怖、不安、疑念」) が成功してしまっている

「北海道に行くのに新幹線を利用適用せざるを得ない
状況に追い込まれる」ことに「感染」という表現を

使うのにも そんなに違和感ないな。

同行を依頼しきゃいいだけ、と言われればその通りだけど。

自分で依頼しておきながら、
「追い込まれる」という言いぐさ
どうなんだろう。



「自プロダクトにGPLを適用せざるを得ない
状況に追い込まれる」ことに「感染」という表現を

使うのにも そんなに違和感ないな。

GPLライブラリ使わなきゃいいだけ、と言われればその通りだけど。

漢のコンピュータ道2010-09-22 「GPLは感染するか否か」へのコメント

一方的な許諾：GNU GPLv2 参考日本語訳 第3条バイナリの頒布

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

※"license"の訳は「契約書」から「ライセンス」に、"distribute"の訳は「配布」から「頒布」に変更。

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、

『プログラム』（あるいは第2条における派生物）をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない：

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。

ただし、【中略】あるいは、

b) 著作物に、いかなる第三者に対しても、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを、頒布に要する物理的コストを上回らない程度の手数料と引き換えに提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。ただし、【以下省略】

バイナリ形式で
許諾する条件1
許諾する行為

バイナリ形式で
許諾する条件2

こういう
「ライセンス」を「ライセンス契約」と誤解すると
・・・犯罪に誘導される

製品出荷(頒布)

ライセンス(許諾)の「条件」と
正しく解すれば

出荷前に、ソース開示する。
製品にソース添付、または、
提供する旨の申し出を添付

条件を満た
した状態

時間軸

ライセンス契約の「義務(債務)」と
誤解すると

出荷後に、ソースを提供でき
るように準備すればよい
と考える

条件を満た
さない著作権
侵害状態

ライセンス

ライセンス契約

GPLを契約と解していると不誠実な対応をしかねない

だから、契約法ではなく 著作権法を権原とした解釈せねばならない

貴社及びキャリア様経由でバイナリが頒布され、
バイナリ入手者がソースコードを入手しようとしたとき、
現在ではソースコードが入手できません。

お金は？ 支払わないで持ち出すと
万引きだよ、と指摘しても

このような状況は、GPLv2のライセンスと照らし合わせて問題は無いのでしょうか？
問題ない場合は、GPLv2ライセンスのどの条項を元に公開が遅れても良いとしているのか
お教え願います。

➡ **「条件を満たしていない(つまり、著作権侵害)」という指摘を受けても**

社内対応を急いでおり
順次 アップデート版GPLソースを公開させて頂きますので、
今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。
尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせて頂きます。
ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願い致します。

工面を急いでおり、
しばらくお待ちください。
(払えば文句無いんでしょ)
と開き直ったかのような対応

➡ **「義務は粛々と遵守しています」という、既に著作権侵害を犯しているという自覚の無いと思われる対応をしてしまう。**

そんな犯罪に誘導するように、 世界中の 弁護士が「契約」と言う愚かな理由

論文では「遵法意識をあおるためではないか」と推測したが
「GPLはEnforcementか」という命題への呪縛の様様。

その命題とは「GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合
裁判所が『GPLの方法により、ソースコードを公開せよ』と
命じることができるか」ということ

この議論が重要と思っているらしい

**裁判の結果を心配して、著作権侵害を犯してしまうより、
OSSを扱う者は、「GPLは著作権行使の許諾」と解し、
著作権侵害とならないように、**

許諾条件を満たすことを、考えるべきでしょう！

ところが、弁護士は、

この命題が何よりも重要と思っているらしい

英米法における「property」概念

のない日本において

OSSの強制力の根拠をどこに求めるのか

という10年前の議論を

全く理解していない

15:52 - 2016年9月1日

誰が、そんな命題を与えたのだろうか？

日本に限らず、世界中の弁護士が

「GPL Enforcement」を重視するものだから…

トーバルズ氏は、一部の弁護士が法廷闘争で
ライセンスへの順守を徹底させようとしている点を

弁護士たち：オープン性にとっての害毒、

そしてコミュニティにとっての害毒、

プロジェクトにとっての害毒 と

まで言われるまでに愚かしい状況に

<https://japan.zdnet.com/article/35088299/2/>

開発者は、こういうことを言われてきたらしい

Linuxに対して業界の大手企業と中小企業の双方が意図的にGPLを侵害し、準拠を拒否し、正面切って

『われわれがGPLに従わないと

いけないと思っているのか？

オーケー、では訴えてみたらいい。

『**そうでなければ従うものか**』と

この事態を、こう考えた人たちがいた - SFC

Software Freedom Conservancy

われわれには2つの選択肢がある。

GPLを捨て去るか、

裁判所命令を勝ち取って**強制**するか

のいずれかだ

これを支援するのが

GPL Enforcementの議論重視

のきっかけらしい

「訴えてみる」 → 「勝訴して強制してやる」

これって・・・

単に、「売り言葉に買い言葉」

その結果がどうなるか考えていない。。

それを、愚かなことに、世界中の弁護士が、

「GPLは契約だから強制力がある」と後押し

日本の弁護士らも

「契約だから、強制力がある」ということを言いたい言い回し

- 微妙な表現で、IPAやSOFTICの報告書で解説している

- O₂ 弁護士

GPLは使用許諾契約であると

考えざるを得ないであろう

- H教授

GPL全体を著作権ライセンス契約の一類型

として整理することが可能となる

著作権法の専門家なら

『われわれがGPLに従わないといけな
 思っているのか？』と言われたなら

「従わなければならないのは、

GPLではなく、著作権法」

「GPLの許諾なくば、

再頒布は著作権法違反の犯罪」

と、なぜ、言えないのだろうか？

三億円以下
 の罰金刑

こういうGPLを訴訟で強制する動きに対して…

SFCが、BusyBoxに関する訴訟で勝利した。

「それはSFCの輝かしい瞬間かもしれませんが、BusyBoxのための輝かしい瞬間ではなかった。」

ToyBox

Linus Torvalds

Please stop.

And don't use Linux as a tool in your "community work".

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003749.html>

The people who have destroyed projects have been lawyers that claimed to be out to "save" those projects.

プロジェクトを破壊した人々は、
それらのプロジェクトを「救済しよう」と
主張した弁護士であった。

だから、**害毒**と

Linux開発
プロジェクトでの認識

日本のある弁護士の反応・・・

「GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない」とか

「弁護士は**害悪**でしかない」という意見は

Linuxコミュニティを引っ張っている人たちからは
幾度となく聞かされた。

なんでこのようなすれ違いが生じてしまったのだろう。

プロジェクトを救済するつもりで、
プロジェクトを破壊していたとの自覚が無い模様。

著作者は著作物の作成にあたって
必ずなんらかの形で先人の文化遺産を摂取し、
これをベースにしているはずである。
とするならば、
新たに作成された著作物も一定の間は
創作した人へのご褒美として権利を与え、
その独占的利用を認める必要があるが、
その時期以降はすべての人に開放して、
後世の人々が先人の文化遺産のひとつとして
自由に利用できるようにしなければならない。

日本国著作権法 第一条 この法律は、…もって**文化の発展に寄与することを目的とする。**

(中略)また、

著作物はそれを作成した著作者個人のモノ
であることには間違いないが、
見方を変えると、それは国民全体の共通財産として
の一面をもっているともいえる。

したがって、**たとえ保護期間内であっても、**

一定の範囲内での自由利用を国民に認めることは

その国の**文化の発展にぜひとも必要なこと**

といわなければならない。

そもそも、「制限が無いのが真の自由」ではない
何の制限もないことが真の自由というのは、単なる「わがまま」

「自由」について

ただ自由自在とのみ唱えて

分限(ぶんげん)を知らざれば

わがまま放蕩に陥ること多し。

(中略)自由とわがままとの界(さかい)は、

他人の妨げをなすとなさざるとの間にある。

福沢諭吉「学問のすすめ」

GNUの自由も、そういう意味か？

GNUも、分限を知った制限のある「自由」を述べている

自由ソフトウェアとは？ <http://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、
著作権を元にしています。

そして著作権によって課することが
できる要求には**制限**があります。

「契約自由の原則」ではない

結局のところ、OSSライセンスは、著作権法の目的に合致し、文化の発展を促進するもの

なのに

- ✓ 「GPLは契約」というのは不適切な説明。¹それは、善意で
- ✓ 「義務が発生」と誤解させ、著作権侵害に誘導するもの。
- ✓ そもそもGPLの強制力を間違った根拠で説明している。
- ✓ GPLの強制力は著作権侵害は犯罪という当たり前のこと。
- ✓ 世界中の困った人達が、二重に間違えている。
- ✓ それがIPAやECの報告書になり、10年以上放置され
- ✓ 二次利用され続け、害毒が垂れ流されている

刑事事案だと弁護士の出番がほとんど無いからではないか、と疑ってしまう・・・

そんな二重の間違いに基づいたIPA/SOFTIC報告書を、
鵜呑みにするのは止めましょう

いろいろな情報へのリンクがあり、ありがたい

しかし、

すべてが正しい記述というわけではない

決して、

バイブルではない

著作権を理解して OSSを積極的に活用しましょう

著作権を理解せずにOSSをリスクの対象と捉え、
使えるOSSを使わずに無駄に開発することは、
いたずらに生産性を落としていることになります。

文化の発展、技術の発達のためにも、
先人の遺産を正しく摂取した上で
新たな価値のあるプログラムを生み出そう

今回のプレゼンの
元となったCRIC受賞論文の他、
こんなマンガ⇒

とか
著作権やOSSライセンスの
理解の助けになる情報
をご提供しています。

内容について、e-mailやTwitterで
質問も受け付けています。

